

## パブリックコメントの実施結果について

「第4期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画（案）」に関するご意見の内容と市の考え（回答）について

受付期間：令和5年12月25日（月）～令和6年1月24日（水）

受付人数：1名

意見件数：2件

NO	該当箇所	ご意見内容	市の考え（回答）
1	① 地域福祉への意識啓発（P39）	<p>地域福祉推進については民生委員の役割も大きいと思いますが・・・第3期計画（H31年）発行冊子においてP46（2）では民生委員の活動について広く周知を図り、市民に理解を深めますとあります。</p> <p>どんな広報活動をされたのでしょうか？市役所本庁から垂れ幕を下げただけ。12月の改選時期になると必ず新聞では民生委員のなり手不足（高齢化・有職者・知識不足など）から委員制度の在り方などで問題提起があります。</p> <p>第4期計画書においても委員活動について記入がありますが、行政からの支援についてP39「地域福祉の意識啓発」の欄にて・・・市民に周知するためHP作成・SNS発信を行いますと記載されています。ホームページの作成は喫緊の課題です（情報の格差解消・情報の多寡解消は必須）（市民向け・委員活動紹介は活動の理解を得やすい）なり手不足の課題を解決にむけて地域福祉政策は庁舎内、課を超えて取り組むべきです。</p> <p>DXの環境づくり（民児協のホームページ作成）に取り組みを願います。（情報の遅延・多寡・格差解消につながる）（基本的情報の統一性が図られます。行政内部での情報の横断かが図れます）</p> <p>第3期計画案の中では（P46 民生委員・児童委員活動支援）活動について広く周知を図り、市民の理解を深めます。とありますが市民へ伝わりましたか。それはどのような形で表現できますか。第4期計画ではどのようなことを計画されていますか。</p> <p>P39「主な取組」地域福祉講演会の実施・出前講座・調査などありますが活動の在り方を・・・市民向けに薄く、広く教宣されるようですが、何の反応もなく広がりも見えないどんな果実があったのでしょうか？過去、検証はされましたか？人材育成・・・も併せてやるべきでしょう。地域市民の中に地域福祉の核となる人材。大学と提携して社協・行政にて取り組んでみてはいかがでしょうか。これからの委員は地域共生社会づくりの一員としてなれば、つなぎ役の委員では評価されません。ワンストップにて反応できるような知見が求められ、また多様化、重層化する社会においては時間の速さ、情報の多寡、格差無しが求められるでしょう。しっかりと知見の下での住民への支援が市全体の地域福祉のレベルアップ、行政職員・社協の負担減にもつながるでしょう。</p> <p>委員の福祉についてのリカレント教育リスキリングを検討されてください。社会教育課の生涯教育ではありません</p>	<p>民生委員・児童委員の活動については、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。そして、地域住民の身近な相談相手として支援を必要とする住民と行政や専門機関を「つなぐ」役割を担っておられます。</p> <p>近年の人口減少や少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化等を背景とした地域福祉の推進を図るうえで、欠くことのできない存在であり、活動強化機関においては懸垂幕の掲示のほか広報させばなどを通じ紹介をしています。また、地域福祉に資する社会福祉協議会の活動についても、多くの市民の方に情報が届くよう本市のホームページ等多様な広報媒体を活用し、引き続き周知を図ってまいります。</p> <p>民生委員・児童委員の研修につきましては、佐世保市民生委員児童委員協議会連合会での研修を始めとして、各種関係団体での研修や、地区民児協独自の研修などが実施されており、民生委員・児童委員としての資質向上や活動の円滑化を図っております。</p> <p>そのほか、毎年地域福祉計画推進委員会において各年度における取組状況について事業の評価を行っており、評価を基に事業の見直しや展開方法を検討しながら実施しております。また、地域福祉講演会等ではアンケートを行い講演会の効果を把握するとともに改善点の把握にも努めております。</p> <p>今後、地域の課題がより複雑化・複合化するなかで、各分野の制度をひとまとめではなく、既存の制度間の仕切りは残すものの、制度の壁を低く、風通しを良くし、スムーズな連携を目指し、みんなで支援に繋ぐ、誰もが支援に繋がる体制づくりに引き続き取り組んでまいります。</p>

NO	該当箇所	ご意見	市の考え（回答）
2	<p>① 座談会（地域づくり Cafe）の意見（P22）  ② 佐世保市の地域福祉に関する課題（P24）  ③ 重点プロジェクト（P32）  ④ 推進体制（P33）</p>	<p>P22 2 座談会に私は吉井会場に参加しました。感想、委員の他に大学生・大学からの参加は評価できますが・・・その後の纏が出るのかな？と思いましたが発行されていません。・・・一つ一つの会議の集約に活かされるケースではないでしょうか無理をして時間を作り参加し発言もしたけれども活かされない。ケースが多い</p> <p>P24 市の地域福祉に関する課題のうち住民自身の福祉への関心の向上について  11行目 このような問題～活性化を図ることが必要です  この箇所については行政の思いを述べたものですね（住民が自助・互助を自覚にするには情報の周知・啓発が必要であるが活性化を図るために必要。原因は住民が福祉に対して関心が低いということ）今更、こんなことを2000年の基礎構造改革からの懸念事項であったもので行政の不作为ではないでしょうか？）</p> <p>◆住民や団体が協力しながら・・・地域力の強化について  地域力の強化は随分前から言われていました・・・が  P27 基本理念の項地域共生社会の実現  6行目 本計画では「縦割り」を「つながり」に変えてより効果的な・・・地域力の強化・・・取り組み地域福祉の推進を図ります。  まずは市役所の縦割りの弊害を横断的な組織へ福祉の相談をたらい回しにしない福祉の相談力をつけてください。それから地域力のアップとってください。  地域共生社会は役所内共生社会づくりを目指してください。  P32 4 重点プロジェクト  ① ②③④⑤の中で④のアウトリーチ等通じた継続的支援事業  複雑化した課題  ④ 絵図面から～訪問・情報収集で民生委員など地域の関係者。  アウトリーチ事業・潜在的な相談者の発掘・信頼関係の構築。相談者を探す作業が制度の隙間を埋めることは課題でもあります。  重層的な相談者を発見すること。此处では一番重要な作業でしょう。しかしながら・・・残念ですが・・・潜在的な相談者の発掘作業は民生委員とあるが・・・民生委員にはそんな力量はありません。計画案は現状を把握してはいない表現です。アウトリーチは深い知識と経験が必要です。福祉についての深い知見はありません  私からの以下、提言  この重層的体制整備事業の構築と推進を進めるに必要なものは  まずは福祉の知見、学びでしょう。現在やられている社協・民児協の研修・講習会では負担があります。カバーできません。</p> <p>P33 5 推進体制  推進担う者ものとして、市民・民生委員・児童委員・ボランティア・NPO・社協・市などが基本達成を目指し取り組みます、とあります。いずれにしても最初の相談者に遭遇しても端緒を発見できることはないでしょう。  社会保障、障がい者基本法・対策法、生活保護法・社会福祉法など福祉任用科目等潜在的学び・知見が相談者へ安心感を与えるでしょう。相談者が不安になれば解決へとは結び付かない。  P33 (2) 計画を推進するための役割 市民一人ひとりの役割  上述しているように・・・関心がある民生委員・市民、ボランティアにある程度</p>	<p>地域福祉座談会へのご参加誠にありがとうございます。お寄せいただきました意見につきましては、本市の統計から見える現状、第3期計画から見えた課題及び市民意識調査アンケートの結果、地域福祉座談会でのご意見などを基に地域福祉計画推進委員会にて審議し、第4期計画の施策の方向性や取組に反映しております。ご意見のなかですぐに施策に反映できない内容に関しては、今後の事業等展開にて声を役立てていくこととしております。</p> <p>なお、座談会で頂きましたご意見に関しましては、令和6年3月に完成いたします本冊子の資料編において、会場の写真とともにご意見の一覧を掲載いたします。</p> <p>次に少子高齢化に伴い、我々を取り巻く生活環境は大きく変化しております。公的なサービスでは対応できない課題が増えてきている中で地域福祉に関する理解促進は大変重要な課題と認識しております。また、国の法改正に伴い創設されました重層的支援体制の整備につきましては、本市におきましても重層的支援体制整備事業への移行準備を進め、全面実施に向け段階的な展開を図っていくこととしており、どの窓口においても相談を一旦受け止め、適切な支援につなぐための体制を構築しているところです。引き続き、庁内でも事業の説明を行い、理解の促進を図ってまいります。</p> <p>アウトリーチ事業におきましては、専門的知識を有するアウトリーチ支援員といった職種の配置も含め様々な観点から検討を行っています。民生委員・児童委員におかれましては、民生委員法第14条に基づき、通常地域の見守りを実施する中で困っている方や支援が必要と思われる世帯、個人を把握された場合において支援機関の窓口へ情報を共有いただけますと幸いです。引き続き民生委員・児童委員の方々で地域の見守りを安心して実施できる環境の構築を検討してまいります。</p> <p>次に、民生委員の活動期間に応じ兼職で勤務されている企業等に対する表彰制度の構築についてご提案をいただきました。  民生委員個人に対する表彰制度は当該活動期間に応じ市功労表彰をはじめ各種機関において行われておりますが、本市の表彰制度の中ではご提案の表彰制度は今のところございません。  なお、民生委員・児童委員の担い手不足につきましては、本市のみならず全国的にも問題化しているところですが、その主な要因としては、高齢化、人口減少、定年延長などによる人材不足に加え、地域のつながりの希薄化など、活動環境の変化が、その背景にあるものと認識しております。  令和元年度から長崎県市長会や全国市長会を通じて「民生委員・児童委員の担い手の確保について」の提言書を国へ提出しており、民生委員・児童委員に対する支援の強化や民生委員活動の周知など、活動しやすい環境づくりに関する要望を継続して行っているところです。  今後も民生委員・児童委員の活動は、人口減少や少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化等を背景とした地域福祉の推進を図る</p>

	<p>の学びの知見を保障してこの事業の為に繰り出す経過を立てた方が果実は見えてくるだろう。地域福祉の担い手としてもある程度の学びは必要。民生委員は地域課題を我がごととして受け入れることもできます。ましてや他人の人生に関わりを持つことは必要な学びが必要ではないでしょうか？</p> <p>例・・社会福祉主事任用科目取得（単位）社協を通して通信教育の支援、国際大学との提携（科目履修制度取得の運用・させば市独自政策）この学びは市民後見人制度・後見支援員・生活支援委員へも援用できると思います。（家裁の審判にても学びの項は必要でしょう）この学びは地域福祉推進者としても地域の核となれる。（人材育成）</p> <p>他市でやられているような推進案ではなく深掘した計画（案）を市民に提案してほしい。この福祉計画・活動計画（案）では数か所に民生委員の文字が見えています。</p> <p>現在、民生委員の現状はなり手不足・高齢化・地域の役員との兼職、有職者（パート）の方などが多くいます</p> <p>この計画の中では重要な課題もあり委員活動本来の高齢者・児童の見守り活動を大きく超えているような箇所もみうけられます。行政と社協でもう少し現況の把握に努められください。どこまで委員活動を求められるのでしょうか？</p> <p>現在の民生委員構成の有り様は現役世代、パート、委託、地域の役員との兼職、自営業、施設関係者、無職など様々です。</p> <p>3年に1回更新・改選が行われています。なり手不足はマスコミでも紹介されています。そんな中でも如何にかして委員になり活動を進めています。新聞にのった箇所は解決されたのでしょうか。</p> <p>委員の活動期間に応じて関係機関から表彰のシステムがあります。提案ですが・・・活動支援として行政が取り組むことは企業も対象にする。</p> <p>有職者、パート職にありながら数年間、委員の活動を支援している企業もあります。委員の活動は職場の理解もあり協力的な関係づくりもされていることでしょうか。このような企業への表彰システムはどうでしょうか。</p> <p>現在委員のなり手不足は深刻です。永年活動委員の表彰者が勤務した企業を行政から表彰するシステムです。（何らかの恩典もあっていいかも）</p> <p>地域福祉は社会問題でもあり、地域企業として参加するのも一考でしょう。（社会貢献企業・CSR/CSVの有り様・障がい者雇用も見えてくる）また、エシカル社会づくりにも似てくるのではないのでしょうか。</p> <p>社会全体での、地域福祉活動を取り組む（人を介してのソーシャルインクルージョン）異論はあるが組織（法人）のインクルージョンの指向もあっていいと思います。</p>	<p>うえて、欠くことのできない存在であり、地区民児協や町内会等との密接な連携や信頼関係の構築を行いながら、民生委員のなり手の確保に努めてまいりたいと考えております。</p>
--	---	---